

平成27年6月1日

和泉市都市デザイン部
建築・開発指導室

建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査について

建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による審査について、建築基準法施行規則第3条の13第2項に基づき、下記のとおり公表します。

記

建築基準法第6条の3第1項ただし書きの規定による、建築基準法施行令第9条の3に定める特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準（建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算で、建築基準法第20条第1項第2号イに規定する方法によるもの）の審査は、建築基準法施行規則第3条の13第1項による特定建築基準適合判定資格者である建築主事が行う。

以上